

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷二十二第

行發日一月五年五十正大

論叢

交通税及消費税に於ける重復課税……………法學博士 神戸 正雄

支那に於ける鴉片問題の起因を論ず……………文學博士 矢野 仁一

チアアルス・ホールの文明論……………教授 堀 經夫

租税收入の季節的變動……………法學士 汐見 三郎

說苑

勞農露國に於ける金融制度の復活……………經濟學士 谷口 吉彦

妙心寺派教團の共濟制度……………經濟學士 中川與之助

雜錄

藩札の濫發と農民の疲弊……………經濟學士 黒正 巖

獨逸に於ける犯罪統計……………經濟學士 岡崎 文規

エッチウアース教授逝く……………經濟學士 蜷川 虎三

法令

地租條令中改正、所得稅法中改正、

説苑

勞農露國に於ける金融制度の復活及び現状

谷口吉彦

一 新經濟政策と金融制度の復活

(一) 國立銀行の復活、一九二一年に於ける新經濟政策(The N. E. P.)への推移は、必然に金融制度に對する政策をも變更せねばならぬ。元來一の社會に於ける金融制度は、其の社會の生産組織を基底として之に適應するものであるから、既に新經濟政策によつて一部企業の私的經營を認め、若くは私的取引の自由を緩和した以上は、之に適應して通貨並びに銀行制度の復活を必要とするに至るは當然であらう。他方に於て、革命に引續く過渡時代の數年に於て、古き金融制度は、僅かに餘瀝を保てる留紙幣を除いては、全く其の殘骸を掃蕩されて居たから、新しき制度を白紙の上に打ち建てるべき素地は、此の時すでに十分に作られて居た。さうして新しき制度は、自然發生的な社會的產物ではなく、意識的計劃的に、中央より地方に、上より下に向つて構成せられ擴大さるべきである。

かくて新たに國立銀行を創設せんとする計畫は、此年九月に至つて立案せられ、數度の委員會に於て研究の結果、十月三日の全露執行委員會に於て承認せられ、十月十二日の布告によつて國立銀行の設立が宣言せられ、次いで國立銀行條例を公布して愈々近く營業を開始する運びとなつた。

新國立銀行の目的は、條例第一條に規定さるゝ如く、第一に「信用其他の銀行業務によつて、工業・農業及び商業の發展を助長する」といふ普通銀行業務の外に、第二に「貨幣交通を統一し、健全なる貨幣制度を維持するに必要な他の手段を採る」といふ中央銀行としての責務を有する。さうして最初に始められたる銀行業務は、第一の目的のための普通銀行業務であり、第二の目的のための業務は、開設一年後の一九二二年十一月に至つて初めて認められたのである。今前者に屬する業務を列擧すれば、左の如くである。

- (1) 生産の目的のために、企業者に對して、擔保付又は無擔保にて、財政説明書及び計劃書に基き、無期限貸附をなすこと。
- (2) 在庫商品、船荷證券、約束手形等を擔保として、其の價額の七五%を超えざる限度に於て、無期限貸附をなすこと。
- (3) 外國債券、外國爲替手形、貴金屬を擔保として、無期限貸附をなすこと。
- (4) 前記の擔保物件に對して定期貸附をなすこと。
- (5) 六ヶ月の期限を超えざる約束手形の割引をなすこと。
- (6) 手数料をとり、若くは自己の計算に於て商品の賣買をなすこと。
- (7) 自己の計算に於て、外國債券、爲替手形及び貴金屬を賣買すること。
- (8) 送金爲替の取扱、信用狀の發行及び預金の受入をなすこと。

1) Katzenellenbaum, Russian currency and Banking 1914-1924, p. 154.
Goldenweiser, Banking Reform in Russia (The Journal of Political Economy, April 1925, p. 225) Obst, Das Bankgeschäft II. S. 177.

2) Katzenellenbaum, ibid., p. 154

3) ibid., p. 156.

4) Goldenweiser, ibid., p. 225.

かくて新國立銀行は、一九二一年十一月十六日を以つて愈々モスコウに其の業務を開始した。資本金二兆留を國庫より支給せられ、最初の間は主として此の資金により、また一部は預金及び當座勘定として入り來る資金によつて營業を續けた。

然るに國立銀行は、再生の第一年から、通貨暴落といふ逆境の下に、惡戰苦闘を續けねばならなかつた。通貨の流通量は此年(一九二二年)一年間に百十六倍に増加し、貨幣價值の下落は此の一年間に七十二分の一に達した。かくの如き通貨の状態は、新興の國立銀行をして、經濟史上未だ曾て經驗されたることなき極めて困難な諸問題に直面せしめた。勿論佛蘭西革命の當時に於ける assignat 紙幣の下落は、之に類似するものではあつたけれども、併し當時の佛蘭西に新たな信用制度が再生したのは、此の assignat 制度が既に廢止されて金屬貨幣が流通界に再現してから後のことである。また最近には獨逸及び奧太利に於ても、略々類似の境遇に陥つたけれども、併しそれは少くとも露國に於けるそれよりも、半年乃至一年後に起つたことであり、従つて彼等は其の處置に就て、露西亞の經驗を學ぶことが出來た筈である。露西亞に於ては從來の世界の經驗や文獻は、殆んど全く用をなさかつたのである。

貨幣價值の急激に低落する場合に於て、最も困難な根本的問題は、如何にして銀行自身の資本價值を維持し得るかといふことである。蓋し留價值の下落は、恐るべき程度に急速であつたら、貸附けられたる一定金額の留は、たとひ如何に短期に回收されたとしても、實質價值に於て甚だしく低落した留となつて返つて來る。例へば國立銀行は其の設立に際して、國庫より二兆留

の紙幣を資本金として受入れることに決定したのであるが、當時之を金留に換算して約五千萬留に値した。然るに銀行が愈々開業して、二兆留の紙幣を金庫に收めた時には、其の價値は既に三分の以下に低落して、約千四百萬金留に値して居た。今若し銀行が此の資金をば、當時の普通利率に従つて三四ヶ月間貸附けたとすれば、それが回収される時には、僅かに百萬乃至二百萬留に減價して居るであらう。此の勢を以つて進むならば、二兆留の資本金も、一年ならずして無一文となるべく、農工商の發展を助長するといふ目的は愚か、銀行自身の存在も失はれるであらう。そこで銀行は一の自己矛盾に陥る。其の業務を行ふためには貸出をせねばならず、貸出をすれば資本を減損して銀行を自滅に導びく。銀行は果して如何にして此の難關を切り抜け得たであらうか？

第一に、銀行資本の減損をカヴァする方法として採用されたのは、利率の引上げである。公定利率は銀行開設の當時に於て、既に一ヶ月八——一二%といふ未曾有の高率に決定されたが、間もなく月一二——一八%に引上げられた。言ふ迄もなく高き金利はそれだけ貸出資金の減損をカヴァする譯であるが、併し實際に於て、當時の留下落の迅速さは、到底此の程度の利上げを以つて補はるべくもなく、之によつて僅かに銀行損失の一部をカヴァし得たに止まる。

第二の方法は、銀行の顧客が資金を借出し之を利用して得たる利益の一部をば、銀行に分配せしむるの方法である。此の方法は理論上は兎も角、實際問題としては有効に行はるべきものでなく、一部の損失を補ふに過ぎなかつた。

第三に、外國貿易の金融に關しては、外國貨幣の計算に於て貸出に應ずる方法が採用せられた。例へば輸出業者に對する貸出は、留紙幣を以つて貸出すのではあるが、併し其の金額は、其日の爲替相場によつて磅價値で記帳せられ、期限には輸出商品を賣却して得た磅貨幣を以つて之を支拂はしむる。此の方法は完全に銀行の損失をカヴァし得るのみならず、多くの場合に於て、爲替相場による利潤を銀行に齎した。此の經驗は次に述ぶる方法を暗示したものであり、且つ後に至つて金及び外國貨幣より成る準備金を設定せしむる動機となつたものである。

第四に、最後の最も有效な方法は、金本位に基く貸出を始めたことである。貸出は依然として留紙幣で行はれるが、其の金額の記帳は、貸出當日の相場で金貨に換算した額を記入し、満期日には再び其の日の相場で前の記帳額を留紙幣に換算して回収する。此の方法は最も有效なものとして、後には他の總ての方法に取つて代り専ら利用されたものであつて、之と前後して、國內に於ける總ての計算の單位としても金本位を用ふるに至り、一九二二年の終りには、後に述ぶるが如く、同じ趣意に本づくチェルヲネツ金券が發行さるゝことゝなつた。

かくの如き方法に依つても尙ほ十分にカヴァし得ざりし損失に對しては、一部は輸出金融に伴ふ利益を以つて補ひ、大部分は預金及び當座預金者——其の殆んど大部分が國家機關である——の損失によつて償はれたのである。従つて開設一年後の一九二三年十月一日に至り、其の貸借對照表を金に引直した時、銀行は最初の資本金五千萬金留以上に、多額の自己基金を所有して居た。それ故に之を銀行の立場から見るとは、或は之を成功といひ得るかも知れない。併し乍ら銀

行が第一の目的とする所の農工商業の發展を助長するといふ點から見る時は、其の貢獻は比較的輕微であつた。當時の留紙幣の狀態は、其の發行を如何に増加しても、之によつて流通總額を増加することは出来ないといふ自己矛盾に陥つて居た時代であるから、同様に銀行に於ても、如何に多額の新紙幣が銀行に流入しても、それによつて銀行の資力を増すことは出來ず、従つて信用機關としての機能を増すことも出來なかつたからである。

けれども、又此の最初の一年間に於て、其の後の迅速なる發展を可能ならしめた多くの條件が、既に作り上げられて居たといふことは、注意すべきであらう。第一に此の一年間に於て、種々の信用手段の復活を見るに至つた。手形類の流通、送金爲替、其他の信用業務、小切手制度及び交換所、外國爲替市場及び爲替相場の統制、外國銀行との連絡等々、是である。第二に國立銀行は此の期間に於て、主なる支局及び支店を略々完成して居た。其後の發展は主として小支店若くは出張所の擴張に限られて居る。左にその數字を示す。

年 月 日	支局	支店	出張所	計
一九二二年一月一日	三	一	一	四
同 七月一日	一三	五八	七	七八
一九二三年一月一日	二三	八九	五六	一六八
同 七月一日	二五	一〇一	一〇三	二二九
一九二四年一月一日	二八	一〇八	一六八	三〇四
同 七月一日	二七	一二六	一九八	三五一

1) Katzenellenbaum, ibid., p. 161 に據る。

同 十月一日

二八

一二九

二三二

三八九

(二) チェルヲネツツ金券の發行、國立銀行の第二の目的、即ち金融制度を統一し通貨制度を確保するための業務は、最初の一年間には全く手を着けなかつた所であるが、一九二二年十月十一日附の布告によつて、初めて銀行券を發行するの權能を與へられ、茲に獨占的の發券銀行として中央銀行たるの實を具ふるに至つた。今發行條例に規定さるゝ原則を見るに、その主なるものは次の數項である。

(1) チェルヲネツツ券は國立銀行によつて發行せられ、一、二、三、五、一〇、二五、及び五〇チェルヲネツツの七種とす。一、二、三、五、一〇、二五、及び五〇チェルヲネツツは、舊露國金貨一〇留に相當し、金を以つて呼ばる。

(2) チェルヲネツツ券は發行額の四分の一を下らざる程度に於て、貴金屬及び安固なる外國貨幣を以つて保證せらる。其餘は容易に換貨し得る商品、短期手形及び他の短期證券を以つて保證せらる。但し此の部分の三分の二以上は、商業手形たることを要する。

(3) チェルヲネツツ券は當分の中兌換を許されざるも、適當なる時期に於て金貨に兌換さるべく、其の時期に就ては、政府は追つて特別の法令を以つて布告するものとす。

(4) チェルヲネツツ券を發行する主要なる目的は、銀行をして手形の割引をなし貸附の要求に應じ、貴金屬・外國貨幣・外國手形其他の證券を購入する等の銀行業務の發展を容易ならしむるにあり。同時にチェルヲネツツ券は、人民財政委員會に對して短期貸附をなすためにも發行さるべく、此の貸附に對しては、五〇%を下らざる貴金屬を準備するを要す。

かくの如くしてチェルヲネツツ金券は、愈々同年十一月二十七日より發行さるゝこととなつた。併し乍ら茲に吾々の注意を要する點は、新券の發行によつて舊紙幣は廢止されたものではな

く、兩者の併存を認めた事實である。新券は國立銀行より發行さるゝ有準備の金券として、舊券は國庫より發行さるゝ無準備の不換紙幣として、相並んで同時に流通した。勿論貨幣制度を改革する場合には、何れの國に於ても過渡的には新舊貨幣の併存を認むるものではあるが、併し露西亞の場合に於ては、第一に新舊貨幣の比率は何等公定さるゝことなく、兩者の交換相場は時々刻々に變動しつゝあつたといふ點に於て、第二に新貨の發行された後に於ても尙ほ依然として舊貨の發行を續けて居たといふ點に於て、貨幣制度の上に一の特例をなすものであらう。

然らば勞農政府は何故にかゝる兩貨併用制度を採つたか？ 第一は國民をして新貨の通用に慣れしめ、其の價値を認めしむるにあつた。實際に於てオエルヲネツツの發行された最初の數月間は、國民の多數は新貨を好まず、殊に地方の農民に至るほど此の傾向は強かつたから、彼等を相手とする穀物商人は國立銀行から借出した新券を態々留紙幣に交換して、地方の買付けに向はねばならなかつた。従つて最初の間は新貨に對する需要も大ならず、また一たん貸出されたものも直ちに回收されて來たから、其の發行額も比較的少く、これが却つて新貨を健實ならしむるに有效であつた。然るに後に述ぶるが如く、新貨の優越性が多くの方面に實證されて來ると、之に對する需要は急激に増加して、約半歳の後には、總ての企業及び取引に新貨が用ひらるゝ様になつた。併用制度の第二の目的は、舊貨の發行を繼續することによつて豫算の不足を補はんとするにあつた。蓋し當時の財政状態に於ては、莫大なる豫算不足を來すことは免れざる所であるが、今若し留紙幣の發行を廢止して唯一の收入手段を拋棄したとせば、何によつて豫算を遂行し得やう。

又若し新券の發行によつて此の不足を補ふならば、新券も亦留紙幣の徹を踏んで、忽ちにして暴落すべきは明らかであらう。チエルヲネツツの價値を維持すると共に、收入の途を失はざらんとせば、差當り兩貨の併用を選ぶの外に途がなかつた。併し乍ら既に述べたる如く、紙幣の發行によつて收入を得るの方法は、次第に行詰りつゝあつた。殊に一九二二——二三年に亘る留下落の勢は最も甚だしく、此の間に於て、勞農政府は二回まで紙幣單位の引上げて實行した。即ち單なる計算及び印刷上の便宜のために、六つの零を切捨て、從來の百萬留を以つて一留となすの餘なきに至つた。かゝる事情の下にあつては、留紙幣は國庫の中に於て、若くは國有企業の中にあつて、急速に低落しつゝあるから、紙幣を増發すればする程、國家機關若くは國有企業の減損は増加し、延いて國家經費の膨脹となり收入不足となる。要するに紙幣の増發による收入の填補は、其の總收入に比して遙に小なる純收入を齎すに過ぎない。それ故に實際に於て併用制度の効果は、新貨幣への過渡的準備をなしたに過ぎなかつた。

(三) 新券の成功、新券チエルヲネツツは如何なる成果を收め得たか？ 第一に其の發行高に就て見るに、創始當時の一九二三年初頭に百萬チエルヲネツツ(一千万金留)であつたものが、同年末には約二十五倍、翌二十四年末には約五十倍に達して居る。此の數字を皮相的に觀る時は、其は、再び留紙幣の徹を踏むかの如く、早くも其の前途を悲觀する學者もあつたけれども、併し言ふ迄もなく新券の此の増發は、直接に豫算不足をカヴァアするために發行されたものでなく、固有の銀行義務によつて發行されたものである。商工業に對する銀行業務が擴張すればする程、一方

- 1) Obst, a. a. O. S. 176-177. Pavlovsky, Russia's current Monetary problems (The Economic Journal, Dec. 1923) 拙稿『勞農露國に於ける幣制改革問題』(經濟論叢第十九卷第一條)
- 2) Pavlovsky, *ibid.*

にはチエルヲネツツの増發となり、他方には國有商工業の段販となつて、それが間接に豫算不足をカヴァアする結果となつたけれども、それは固より直接の動機ではない。従つて第二にチエルヲネツツの發行準備に就て見るも、一九二三——二四年を通じ、發行額の約二分の一を占め、法定率の約二倍に達して居る。第三に流通界に於ける新券の勢力は、最初の間は微々として振はず、一九二三年の初頭には僅かに全流通額の三%に過ぎなかつたものが、累進して八月には約五〇%に達し、翌二十四年に入つては八〇%を超過して居る。即ち此の場合には良貨が悪貨を驅逐するの結果となつて居る。二十四年の後半以後には多少反對の傾向を示しつゝあるが、之に就ては後に述ぶることとする。第四にチエルヲネツツの對内購買力は、此の兩年を通じて、卸賣小賣共に驚くべき安定を保つて居て、留紙幣のそれに比し殆んど比較すべからざる成功を収めて居る。左表に示すが如く、卸賣市場に於ては、新券の普及がまだ十分でなかつた最初の半年間に、多少著しい低下を示して居るけれども、併し戰前購買力の五〇—六〇%といふ低落は、當時世界市場に於ける金の購買力が戰前に比し約三〇—四〇%を減じて居た事實から見て、寧ろ當然であらう。小賣に於て殊に一九二四年の前半に於ける低落は、商品側の事情に因るものであつて、卸賣より小賣に至る分配費用の増加せるためである。最後に新券の爲替相場も亦、左表に見らるゝ如く、略々平價に近く安定して居る。勿論これには、國立銀行自ら外國貨幣を賣買することによつて、人爲的に其の安定を計つたことも考慮せねばならぬが、それにしても留時代のそれに比較しては、驚くべき成果を収め得たものと言はねばならぬ。以上の諸項に關する統計的材料を左に示

同	六月一日	一六、七〇	五・三	六・五	六・三	一四・六	一・二五	五、四四
同	七月一日	一六、七〇	五・九	六・九	五・一	一四・三	一・一九	五、四四
同	八月一日	一四、七〇	五・一	五・六	五・〇	一四・六	一・二九	五、四四
同	九月一日	一四、一五	四・八	五・九	五・〇	一四・四	一・一四	五、四四
同	十月一日	一五、八七	四・〇	五・七	六・九	一四・五	一・二五	五、四四

然らば此の如きチエルヲネツツの驚くべき成功は、何に由つて来るものであらうか？ 發行制度そのもの、當を得たものであることは勿論であるが、他に之を有利に導いた外部的諸事情のあつたことを看過してはならない。其の最も重要なものは、一九二三—二四年に亘る一般經濟狀態の改善である。種々の困難に遭遇したに拘らず、露西亞の生産力は全體として次第に復活した。此の國民經濟の一般的改善は、第一に對外並びに對内戰爭の終熄、それに伴ふ軍備の縮少、並びに各地方間に於ける交通の復活に負ふ所であり、第二に新經濟政策の採用、殊にその結果たる農業の復活に依存する。特に露西亞に於ては、農業經濟の改善は、一方に國有産業の發展を可能ならしめ、他方に對内對外の商業並びに交通を促進するため、根本的に必要な條件であつた。

併し乍ら是等は何れもチエルヲネツツの成功にとり、間接に基礎的條件となつたに過ぎない。直接の原因は之を他に求めねばならぬ。其の第一は、商品市場の發展並びに貨幣による取引の増加である。商品市場の發展は、單に商品分量の増加に負ふのみならず、寧ろ物々交換が急速に減退して、貨幣による取引の増加したためである。貨幣取引の増加は、必然に貨幣に對する需要の

増加となり、特にチェルヲネツツに對する需要は、此の間に於て急激に増加した。茲に吾々の興味を惹く事實は、流通貨幣總額の増加と其の貨幣の運命との間に、一定の關係の存することである。例へば留紙幣に就て見るに、其の發行數量は次第に増加せるに拘らず、其の流通總額は次第に減少して、戦前の五十分の一(一九二二年五月)にまで減少した。かゝる場合には其の貨幣は既に廢減を宣告されたのであつて、物々交換が次第に之に代る。然るに之をチェルヲネツツに就て見るに、其の流通總額は一九二三年中に約三倍となつて居るが、之と共に從來行はれて居た物々交換は次第に影をひめて、貨幣の使用を増加し之に對する需要を喚起して、貨幣經濟は再び發展し來つたのである。

かくて新貨幣に對する需要の増加すると同時に、之に應じ得る發行準備を増さねばならぬ。夫故にチェルヲネツツを成功せしめた第二の直接原因として、外國貿易の改善を挙げねばならぬ。一九二二年度の貿易は多少の入超を免れなかつたけれども、翌二三年には、約一億留の出超をなし、加ふるに貿易外の受取超過は五千乃至七千五百萬と推算されるから、結局少くとも一億五千萬留以上の受取超過を見て居る。かくてチェルヲネツツは次第に増發されたに拘らず、其の發行準備を豊富にすることが出來、従つて其の價值を維持することが出來た。

第三の原因は財政状態の改善にある。既に述べたる如く、舊紙幣の發行を續くることによつて収入の不足を補はんとする政策は、十分にその目的を達することは出來なかつたが、勞農政府の財政的努力の結果、一方には豫算不足は次第に減少しつゝあるのみならず、他方には租税による

収入が漸次に増加した。例へば豫算不足は一九二一年度の約二十二兆留を極限として、翌年度は僅かに三億六千萬留となり、其翌年には更に一億八千萬留に減少し、租税収入は一九二四年度に於て全収入の四〇％に達した。既に述べたる如く勞農露國の通貨問題の將來は、殆んど全くその財政状態に依存する。今その財政の基礎が此の如く健實を加へつゝあるから、チエルヲネツツの將來は十分に樂觀し得るものと言はねばならぬ。

二 金融制度の現状

(一) 一九二四年の幣制改革、一九二二年末に於けるチエルヲネツツ金券の發行以來、發行所を異にし種類を異にし比率を公定せざる二種の法貨が、相並んで國內に流通して居たことは既に述べた。然るに二種の通貨を併用する時は、絶えず何れかの一方を驅逐せんとする軋轢が起つて、或時は一方が過剰を示して他方が不足となり、或時は反對の現象が起つて、之を調和させることは到底不可能であつた。勿論金融機關や企業體は、計算の便宜上から、チエルヲネツツと留紙幣との日々の相場を採用し、そのためにはモスコウ取引所に於ける前日の公定相場を利用した。此の相場は電報を以つて國內に通報せられ、殆んど全國に亘つて之を根據としたものである。然し乍ら自由市場に於ては、一日中同一相場を以つて満足する能はず、其處では一日中に於ても相場は絶えず變動しつゝあつた。又かゝる市場に於ては、何れか一方の通貨が不足を示した場合に於ては、公定相場を其儘に受入るゝことをなさず、之に對して打歩若くは割増を生じて居た。その最

1) Segal and Santalov, Commercial Year-Book of the Soviet Union 1925, p. 334, 338.
2) Pavlovsky, *ibid.*, p. 505-508. 拙稿, 前掲論文

も甚だしい例は、一九二三年十二月であつて、當時チエルヲネツツの需要激増して甚だしく不足を訴へたから、之に對する割増は、公定相場に比しモスコローに於て其の三、五%、地方に於ては二〇%に達する所もあり、且つ此の勢は益々加重する傾向を示した。之に對して國立銀行は、チエルヲネツツ本位の當座勘定を開いて預金者の損失をカヴァアし、貯蓄銀行は金の公定相場に基く金本位の計算を開いて小口預金者を保護したけれども、而も此の相場變動による各種國有企業の損失は巨額に達し、例へば鐵道事業四ヶ月間の損失だけでも、一千萬金留に及ぶと言はれて居る。國立銀行並びに國庫の蒙つた損害の少なからざるは言ふ迄もない。

かくの如くして通貨の七、八割を占むるチエルヲネツツの安定せるに拘らず、之と併存する留紙幣に對する相場が激變するために、通貨制度は全體として極めて不安定を免れず、加ふるに既に述べたる如く、併用制度を採つた最初の目的は、其の一半は完成せられ、其の一半は到底不能なることが明らかとなつたから、留紙幣は早晚廢止さるべき必要の運命にあつた。

勞農政府は一九二三年十二月に至り、健實なる通貨制度を完成せるために、斷然として留紙幣を廢止し、一方には財政を緊縮して豫算不足を少なからしむると共に、他方にはチエルヲネツツの下に、これと一定の比率を有する或種の小貨幣を發行せんとするの計畫を立て、翌二四年二月より五月に亘つて之を完成した。即ち(1)二月五日の布告によつて、人民財政委員會は、總ての取引にとり法貨たるべき一、三、五金留の國庫小券(カレンシヤノト)を發行し、其の分量はチエルヲネツツ券の二分の一以内とし、其の發行額は月々公表さるべきこととなつた。(2)二月七日附國立銀行當局の宣言

によつて、國庫小券は一チュエルヲネツツに對し一〇金留の割合を以つて、總ての支拂に對して無制限に受入れらるべく、また同じ比率を以つて自由に拂出さるべき旨を明らかにし、(3)二月十四日に公布された規定により、二月十五日限り留紙幣の印刷及び發行を停止し、未發行のものは同日限り廢棄することとなり、(4)二月二十二日の布告によりて、銀貨(一〇、一五、二〇、五〇哥及び一留)並びに銅貨(一、二、三及び五哥)を發行することとなり、(5)三月十七日の規定によつて、留紙幣は一金留に對し五萬留(二十三年型)の割合を以つて買戻さることとなり、(6)三月二十二日の規定によつて、二十三年型留は五月十日まで法貨として五萬留の割合を以つて通用を認められ、五月三十日までの間に人民財政委員會及び國立銀行にて交換せらるべく、六月以後は全く廢貨とせられたのである。通貨改廢の状態及び各種通貨の流通量を示せば左表の如し。(單價百萬金留)

年	日	チニエル ネツツ券	國庫小 券	銀貨	銅貨	補助雜 貨	留紙幣 (換算)	運送證 券	計
一九二四年	一月一日	三三・六	—	—	—	—	五・五	九・六	三三・七
	二月一日	三三・六	—	—	—	—	三・三	三・四	三三・五
	三月一日	三三・六	—	三・八	—	〇・三	七・六	一・三	三三・五
	四月一日	三三・五	—	九・七	—	三・四	一四・九	二・五	三三・七
	五月一日	三〇・四	—	三・三	—	一〇・六	一三・四	二・五	四四・六
	六月一日	三六・六	—	一六・五	—	一五・七	—	二・九	四六・七

說苑 勞農鑛國に於ける金融制度の復活及び現狀

第二十二卷 (第五號一〇九)

八一九

1) Katzenellenbaum, *ibid.*, p. 142-143.

2) Segal and Santalov, *ibid.*, p. 346 に據る。

同	七月一日	二五・六四	一五・六六	三〇・〇〇	一〇・〇〇〇一	一八・五	—	三〇・五	四四・六一
同	八月一日	三〇・二元	一五・五	四〇・六	〇・〇	二〇・六	—	—	五八・六
同	九月一日	三二・二	一八・〇四	四二・三	〇・〇	三三・七	—	—	五八・三
同	十月一日	三三・五	二二・五	四九・九	〇・三	三五・五	—	—	六三・七
同	十一月一日	三五・三	二八・四	五七・五	〇・元	六八・一	—	—	六八・四

是に由りて觀れば流通量總額は此の年内に二倍以上に増加して居る。此中チエルヲネツツ券は最高二月に於て全體の八三%を占め、漸次減少して十一月には五五%に達する、此の割合は同時に、一〇留以上の大貨とそれ以下の小貨との割合を示すものであり、寧ろ後者を以つて常態と見做すべきであらう。之と對立して重要な國庫小券は次第に増加して、最近三二%に達して居る。そこで新たな問題は、此の國庫小券がよくチエルヲネツツ券に對してその十分の一の價値を維持し得るや否や、商品及び外國貨幣に對してよく其の安定を維持し得るや否やにある。之を維持するためには、第一に其の發行數を制限して、チエルヲネツツの半額を超過せしめず、第二に國立銀行は平價を以つて自由に之を受入れ、又は拂戻をなすことゝして居る。さうして現在に於て是等の制限はよく實行されつゝあるから、兩者の間に打歩又は割増を生ずることなく、國庫小券の安定はよく維持されつゝある。

最後に這回の幣制改革は、一般經濟上に如何なる影響を與へたか？ 之を物價に就て見るに、大體に於てよくその安定を維持し得たのみならず、政府の物價引下政策と相俟つて、次第に漸落

傾向を示して居る。爲替相場も亦、既に述べたる如く平價に近く安定を保つ様になつた。更に又、政府は此の間に於て信用收縮政策を採つたから、或る種の商工業には多少の不便を齎らすことゝなつたけれども、併し之を全體として見る時は、何等著しき困難を齎らすことなく、主要な工業部門特に織物業に於ては、却つて著しく其の生産を増加して居る。最後に財政状態を見るに、在來の收入手段であつた留紙幣の發行を放棄した代りに、租稅收入の増加、鐵道其他の國有企業の改善によつて、財政は却つて餘裕を生じ、今や殆んど豫算不足を生ぜざる程度にまで改善さるゝに至つた。要するに一九二四年の幣制改革は、大なる成功を收め得たものと言はねばならぬ。新經濟政策の實施以來、最も重要なりし一の經濟問題——如何にして暴落した留紙幣を整理するかの問題——は、極めて手際よく解決せられた。残れる問題は、他の歐洲諸國に於けると同じく、金兌換の復活に關する問題である。勞農露國が現在の發展的傾向を維持する限り、此の問題の將來も亦大に意を安んじ得べきのみならず、之に對する社會主義國家の態度には、他の資本主義國家のそれとは自ら異なるものがあるであらう。

(二) 國立銀行の現状、
チエルヲネツツ金券の發行は、國立銀行にとり極めて有利なる形勢を展開することゝなつた。その第一は、之により確固たる計算の基礎を得て、銀行資産の減價を免ることが出來た。銀行再生後の一年間は、資産擁護のために他を顧みる暇のなかつたことは前に述べたるが、今や全く其の必要を見なくなつた。それ故に保險的意味を含んだ法外な高利は引下げられて、月一二—一八%から年一二%に下落し、或事業に對しては年八%にまで引下げられ、

同時に預金及び當座勘定に對しても、年三—六%を附し得る様になつた。第二の有利な結果は、之により新たな資金源を得るに至つたことである。最初の一年間に於ける銀行の活動は、國庫より受入れた自己資本と、僅少の預金及び當座勘定に限られて居たが、新たに金券發行の特權を得たる後は、比較的容易に豊富な資金を得らるゝ様になり、銀行の活動力は大いに強められた。一九二四年五月一日自己資本を五千萬金留と定め、同年七月までに、自己資本以上約三億七千五百萬留を貸出に用ふることが出來た。第三の影響は、預金及び當座勘定の著しき増加である。銀行がチェルヲネツツ本位の計算を開始して、預金の減價する虞がなくなると、個人並びに企業體の預金は増加する。同時に又、新たに發行されたチェルヲネツツ券は、當座勘定の形式で銀行に流れ込むこととなる。かくて預金及び當座勘定の總額は、一九二三年初頭の三千七百萬金留から、翌年十月の三億七千四百萬に、正に十倍の増加を示して居る。此等の預金者の中、最も重要なものは、人民財政委員會(大藏省)であつて、之に屬する預金は全體の六〇% (一九二四年四月一日)を占めて居る。其他の預金者は、他の國家機關及び國有企業、協同組合、私有企業及び私設機關、信用諸機關であつて、是等に屬する預金は左表の如く、國家機關に於て壓倒的勢力を有し、私有企業及び私設機關の預金は極めて微細である。1)

國立銀行本店勘定

同上支店勘定

國家機關	口數	金額	同上歩合	口數	金額	同上歩合
一、二二八	(千手五單位)	八九六	%	二二、八八八	(千手五單位)	八五、四
二、五二八	(千手五單位)			五、一二二	(千手五單位)	

1) Katzenellenbaum, ibid., p. 170 に據る。

協同機關	一八七	一〇三	三、七	二、四八八	一三一	二、二
私有企業	六七一	一一七	四、一	一八、一五二	五〇三	八、四
信用機關	三七	七四	二、六	三四五	二四一	四、〇
合 計	二、〇二三	二、八二二	一〇〇、〇	四四、八七三	五、九九七	一〇〇、〇

次に國立銀行の貸出業務は、次の三種より成る。

- (1) 手形取引、手形割引と手形擔保の貸附とを含む。
- (2) 商品貸附、商品に對する貸附と、證券(L.其他)及び荷爲替信用狀に對する貸附とを含む。
- (3) 産業に對する特別貸附、債券・株券・手形等を擔保とし、國庫の計算に於て各種企業に貸附く。

是等の貸出業務の發展も亦著しく、一九二三年初頭の三百萬チャルランナから、同年末の二千九百萬に即ち約十倍の増加を示し、翌二四年末には更に之を倍加せんとして居る。さうして此の貸出を顧客別に見る時は、一九二四年一月一日に於て國有企業八五%、組合企業一四%、私有企業一%を示し、此處にも國有企業の壓倒的勢力を觀ることが出来る。

最後に國立銀行と國庫及び國有企業との關係を明かにする時は、勞農露國現在の經濟組織の性質を窺ひ得るであらう。既に述ぶるが如く國立銀行の資本金は、その全部を國庫より仰いだものであり、預金及び當座勘定の中、九五%までは國庫及び國有企業に屬するものであり、貸出業務の九九%までは公企業に對するものである。此の事は即ち勞農露國に於ける殆んど總ての大企業

が、國家の手に集中せられて、生産の公營が實現されつゝあることを語るものであり、私人の經營を許されて居る企業には、國立銀行と關係し得る程に有力なるものは、殆んど存在しないことを示すものであらう。更に又、國立銀行は國庫より、『國庫特別金』として相當多額の資金を受入れる。此の資金は、國有企業を維持するために、二年乃至五年の長期信用を以つて、國庫の計算に於て貸附けらるべきものである。各企業への割當は、國民經濟最高會議に於て決定せられ、銀行は之に就き何等容喙することは出来ないが、個々の企業と交渉して貸附條件を定むる權能は銀行に屬する。即ち貸附は總て國立銀行を通じて行はるゝものであるから、銀行の負債では『國庫特別金』として、資産では『産業に對する特別貸附』として、貸借對照表の上に表はれて來る。今この特殊關係の内容を検する時は、國立銀行と國庫とは、産業に對する金融上に於て、一の分業制度を採れることを知る。例へば鑛山業・冶金業及び農業は、主として國庫資金による特別貸附として金融せらるゝに反し、織物業・食料品業・木材業並びに商業に對する金融は、銀行の資金を以つて金融する。即ち國立銀行は商業的基礎の上に短期信用を以つて立たんとし、重工業に對する長期信用は、之を直接若くは間接の國庫支出に委して居る。かくの如き金融機能の分業は、國立銀行の地位を安固ならしむるに必要であり、銀行は之によつて或程度まで顧客を選択し得るのみならず、他方には國有企業に對する金融を十分ならしむるものである。

(三) 其他の金融機關、國立銀行の開設以來、諸種の金融機關は相次いで開設せられ、一九二四年の後半には、主要な金融網は略々其の形を整ふるに至つた。今各種の機關に就て其の特徴を左

に略説する。

(1) 中央農業銀行、人民財政委員會によつて設立せられ、資本金四千萬金留を國庫より受けて、一九二四年七月モスコに於て業務を開始した五大銀行の一であつて、其の目的とする所は、自己資本及び國立銀行より受くる信用によつて、土地改良、農事改良、農産製造等に要する五年以下の長期信用を與へ、且つ農具其他の購入、農産物販賣に對し一年以下の短期信用をも與へる。是等の業務を行ふに當つては、後に述ぶる農業信用組合を通じて行ふことゝなつて居る。

(2) 株式組織の諸銀行の中、最大のもは商工銀行(The Prombank)である。一九二二年の末頃、三百四十萬留の資本を以つて開設せられ、翌年十月の増資によつて現在一千五百三十萬留の資本を有し、モスコ本店の外、全國に亘つて七支局、四十三支店、二十三出張所(一九二四年十月一日現在)を有する國立銀行に次ぐ最大銀行である。形式上は株式組織ではあるが、實質に於ては一の國立機關であつて、其の株式の殆んど全部は、國家機關及び國有企業の所有に屬する。此の銀行の目的は、國有企業に必要な信用を與ふるにあり、國庫に對する關係は國立銀行ほどには優越な地位を與へられないけれども、國民經濟最高會議の機關銀行として豫算より若干の資金を受入れ、また國有企業に對する國庫の補助金の一部は此處に滞留し、且つ最高會議に關連するトラスト、シンダケートは其の流動資金を此の銀行に所有して居る。銀行は是等の活動資金によつて國有企業への貸出に應じて居るが、其の發展の速かなる點に於ては遙かに國立銀行を凌駕して居る。

商工銀行に次いで重要な株式組織の銀行は、外國貿易銀行及び極東銀行である。前者は國營貿易を金融するため一九二二年二千五百萬金留の資本を以つて創立されたもので、全株式の五一%は、其の設立者たる人民財政委員會及び人民貿易委員會に於て所有し、殘餘の四九%を内外の私有資本に分配して居る。それ故に實質に於ては政府の勢力が絶對的優勢を占めて居る。

吾國と密接なる關係を有すべき極東銀行は、もと極東共和國銀行と稱し、極東共和國の獨立當時その中央銀行として紙幣發行權を有したものであるが、極東共和國が勞農露國に合併せらるゝに及んで其の發行權を失ひ、極東銀行と改稱せられて極東の開發並びに極東貿易に關する金融に當つて居る。株式の九〇%以上は政府の所有に屬し、民間出資は一%にも達しないから、其の實質は政府の機關銀行と見ねばならぬ。現在ハバロフスクに本店を有し、極東・歐露・支那・滿蒙其他に二十近くの支店を有して大いに活躍せんとして居る。

(3) 組合組織の銀行中最大のものは、全露協同銀行 (the Ysco Bank) である。一九二二年に開設せられた消費組合銀行を改造して同年末に成立し、モスコウ本店の外全國に二十數個の支店及び出張所を有する。此の銀行は各種の組合中央機關によつて建てられたもので、あらゆる形式の協同組合に信用を與ふるを以つて目的とする。

(4) 市立銀行の中最大のものは、モスコウ市立銀行であつて、同市内及び州内に十個以上の支店出張所を有し、資本金六百七十萬金留の大部分は、市の公共機關及び企業の資金より成る。モスコウ、ソヴィエットと特殊の關係に在つて地方豫算に關する國庫の機能を果し、市の預金及び當

座勘定を主なる財源として、割引及び貸附をなす。顧客の大部分は國家機關であつて全體の七三%を占め、協同組合は之に次いで二二%、私有企業は僅に五%を占むるに過ぎない。

(5) 相互信用組合は、露西亞の金融制度に於て特殊の地位を占めて居る。即ち私營の商工業に對する金融を其の主要の業務とし、従つて私的の金融市場と密接の關係を有する金融機關としては、是れが唯一のものである。右に述べたる數種の銀行と異り、國家の豫算からは直接にも間接にも支持を受くることなく、また國立銀行から受くる信用も比較的に少ないから、活動資金は市場金利を支拂つて集めた預金に依頼せねばならず、従つて貸出に對しても高利を要求せねばならぬ。一九二二年六月レンングラードに出來たものを先驅として、二四年七月には約九十組合に達して居るが、私有企業の活動十分ならざるために、其の發展はさまで顯著でない。

(6) 農業信用組合は一九二二年十二月一日の布告によつて創設された新規の制度であつて、農地・農事の改善、農産製造其他の農業金融に直接關係する。一九二四年六月一日までに二十五組合、二千二百萬金留の資本と百九十三萬金留の預金及び當座勘定を有する。

(7) 貯蓄銀行は一九二三年の初頭、労働者の貯蓄機關として創設された國有機關であつて、其の發達極めて著しく、開設後一年にして、其數二千二百に達し、總資産一千五百萬、一人平均預金高三十金留を示して居る。

三 結 論

勞農露國現在の金融制度に於て、戰前若くは他の諸國のそれに比して、最も著しき特徴をなす第一は、國立銀行の壓倒的勢力である。例へば一九二四年四月一日に於て、國立銀行のバランスが十三億六千萬金留なるに對し、他の諸銀行の總額が三億八千萬に過ぎず、割引及び貸附の總額は、前者の三億七千五百萬金留に對し、後者は二億二千八百萬に過ぎない。第二は、國立銀行と他の諸銀行及び諸企業との關係である。戰前に於ける舊國立銀行は、直接に商工業に信用を與へたのは單に其の一部分に止り、その信用の大部分は、他の諸銀行に對する再割引若くは貸附に用ひられて居た。然るに新國立銀行は自ら直接に商工業に關係するを主として、他の諸銀行を中介機關となすことは少なく、諸銀行はその貸出總額の一割内外を國立銀行に負ふに過ぎない。

是等の特徴を皮相的に見るならば、其は恰も資本主義國家に於ける銀行發達の初期に類似する。發券銀行が優越的勢力を有して直接金融市場に活動するのは、前期資本主義時代に於ける一般の現象であつて、その後期に入つては、發券銀行若くは中央銀行は、其の優越的地位を失ひ、之に代つて市中商業銀行が其の勢力を擡げ來ることは、資本主義發展の一般的傾向である。之に對する一原因として認めらるゝことは、銀行活動の根源をなす所の貨幣を作り出す力が、次第に發券銀行から商業銀行に移つた事實である。詳言せば、銀行發達の初期には、主要な金融手段は銀行券の外に存在しない。發券發行は之を製造し之を増減し、之によつて信用を與へたから、金融市場を自己の掌中に收め、直接に割引及び貸附業務に活動することが出來た。然るに後期に入つて商工業が著しく發展すると、金融手段としての銀行券の地位は、市中商業銀行の預金通貨

によつて奪はれた。貨幣を用ひざる取引及び小切手の流通が優勢になると、銀行の支配的要素は發券銀行から商業銀行に移り、前者は後者に馳逐されて、「銀行の銀行」として市場から隠退する。露西亞に於ては、此の傾向は戰前數年間に既に顯著に現はれ、一九一〇—一四年に於て、市中商業銀行の預金及び當座勘定は倍加し、國立銀行は金融市場の表面から隠退しつゝあつた。然るに今、勞農政府の新國立銀行が、再び壓倒的勢力を以つて市場の表面に活動して來たことは、正しく金融制度の逆轉である様に見える。新經濟政策を以つて、資本主義への降服であり、其の初期への逆轉であるど倣すならば、此事は極めて當然であらう。なるほど新經濟政策は、彼等の理想からは一步の退却であり、従つて之に伴ふ金融制度の復活は、資本主義への復歸に相違ない。併し乍ら其は決して前期資本主義への逆轉でもなく、初期の金融制度への復歸でもない。従つて勞農政府の金融制度が、資本主義國家に於ける一般的傾向と同様のコースをとつて進むであらうとは信せられない。國立銀行の優越的地位は、國有企業の優勢——國家社會主義——に適應するものであつて、銀行發達の初期に於けるそれとは、全く其の性質を異にするからである。このことは又、既に述べたる所の、國立銀行以外の他の總ての諸銀行に於て——株式組織の諸銀行に於てさへ——政府若くは政府機關の勢力が、絶對的優勢を保留して居る事實によつても、十分に裏書され得るであらう。(完)